

地域生活への移行に係る国等の状況について

1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正（R5.5.19 一部改正）

○主な改正内容（入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援）

- ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

（参考 「3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」 抜粋）

- （略）特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（略）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

○第6期秋田県障害福祉計画の成果目標

- ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の3%以上
- ・ 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

（参考 国が示す次期計画の成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標））

- ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2. 他県コロニー類似施設における地域移行等の考え

2-1 あすなろの郷における地域移行等に関する基本的な考え方等

「障害者基本法」及び「茨城県障害者権利条例」の基本理念に則り、全ての入所者が基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害のない人と同等の権利を有して、地域社会の様々な分野に参加できることを旨とする。このため、入所者本人にとって「最善の利益」が享受できるよう、全ての入所者に対して様々な機会を工夫して選択肢を提供する必要がある。

○あすなろの郷における地域移行等に関する基本的な考え方を上記のとおりとし、また、地域移行等を進めるにあたっての前提条件を次に示す。

- ◇「地域移行等」を進めるに当たっては、全ての入所者本人の意向が最大限尊重されるとともに、その家族の希望にも配慮して、丁寧な説明及び聴き取り等を行い、画一的・強制的でなく理解が得られた方のみが「地域移行等」に取り組むこととする。
- ◇「地域移行等」には、グループホーム（GH）等への地域生活移行のほか、GH移行を前提とした民間施設への入所とともに高齢者福祉施設への入所も含むが、「家庭復帰」は原則前提としない。
- ◇県は、「地域移行等」の促進のため、家族等の不安払拭、運営主体（事業団）への支援とともに、民間施設等との連携のために必要となる新たな支援方策・連携体制の整備等を行う。
- ◇運営主体は、後述する「コンセプト」実現のため、自立的経営への転換を目指し、県と連携して建て替え後の必要な人材の確保とともに、民間施設及び医療機関等との連携体制の構築方策を検討する。